

平成30年度全国高等学校総合体育大会

弁 当 調 達 要 項

1 趣旨

この要項は、平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）に参加する都道府県本部役員、選手・監督、大会役員、競技役員、運営役員及び補助員等（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の実施

- (1) 弁当調達に関する業務は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下、「全国高体連」という。）と、全国高体連の委託を受けた株式会社JTB（以下「JTB」という。）が行う。また、その業務にあたり、平成30年度全国高等学校総合体育大会開催地各県実行委員会（以下「各県実行委員会」という。）と平成30年度全国高等学校総合体育大会会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）と連絡調整を図ることとする。
- (2) 弁当調達に関する業務は、各開催地県に全国高体連が設置する「2018 東海総体三重県配宿センター」、「2018 東海総体 岐阜県配宿センター」、「2018 東海総体静岡県配宿センター」、「2018 東海総体 愛知県配宿センター」、「2018 東海総体和歌山県ヨット競技配宿デスク」（以下総称して「配宿センター」という。）で行うこととし、配宿センターの運営はJTBが担当する。

3 弁当の料金、献立内容及び容器等の規格

- (1) 弁当の料金は、選手・監督用（選手以外の部員および引率を含む）が864円（税込）、それ以外が756円（税込）とする。
- (2) 弁当調整業者の選定は、全国高体連の委託を受けたJTBが行い、各県実行委員会に報告をし、連携を図ることとする。
- (3) 弁当の献立内容は、県実行委員会と連絡調整の上で、全国高体連及びJTBが決定する。
- (4) 弁当の容器等の規格については、全国高体連の委託を受けたJTBが決定する。

4 弁当の申込み及び発注

- (1) 選手・監督
 - ア 申込み責任者は、弁当申込書に希望する全日程の個数・内容を日にち毎に記入し、平成30年6月1日（金）から7月6日（金）（水泳競技は7月29日（日））までに所管の配宿センターにインターネットにて宿泊の申込みと合わせて申し込むものとする。
 - イ 各配宿センターは、弁当を受け付けたことを電子メールで申込責任者に回答するものとする。
 - ウ 申込責任者は、弁当代金の全額を平成30年7月13日（金）（水泳競技は8月3

- 日（金）までに、指定の配宿センターの口座に振り込むものとする。
- エ 各配宿センターは、必要数を取りまとめ、前日の午後8時までに弁当発注書によりファクシミリで弁当調製業者へ発注するものとする。
 - オ 弁当調製業者は、上記の弁当発注書を確認後、前日の午後9時までに弁当受注確認書によりファクシミリで所管の配宿センターへ連絡するものとする。
 - カ 各配宿センターは、会場別弁当申込書一覧を前日の午後10時までにファクシミリで市町実行委員会等へ配布するものとする。
- (2) 競技種目別大会における大会役員、競技役員、補助員等
- ア 市町実行委員会等の申込責任者は、必要数を取りまとめ、前日の午後1時までに弁当申込書により所管の配宿センターにインターネットにて申し込むものとする。
 - イ 各配宿センターは、必要数を取りまとめ、前日の午後2時までに弁当発注書によりファクシミリで弁当調製業者へ発注するものとする。
 - ウ 弁当調製業者は、上記の弁当発注書を確認後、前日の午後3時までに弁当受注確認書によりファクシミリで所管の配宿センターへ連絡するものとする。
 - エ 各配宿センターは、会場別弁当申込書一覧を前日の午後10時までにファクシミリで市町実行委員会等へ配布するものとする。
- (3) 総合開会式における運営役員及び補助員等
- ア 三重県実行委員会の申込責任者は、必要数を取りまとめ、平成30年7月25日（水）までに弁当申込書により所管の配宿センターにインターネットにて申し込むものとする。
 - イ 各配宿センターは、必要数を取りまとめ、平成30年7月27日（金）の午後2時までに弁当発注書によりファクシミリで弁当調製業者へ発注するものとする。
 - ウ 弁当調製業者は、上記の弁当発注書を確認後、平成30年7月28日（土）の午後3時までに弁当受注確認書によりファクシミリで所管の配宿センターへ連絡するものとする。
 - エ 各配宿センターは、弁当申込書一覧を平成30年7月30日（月）の午後3時までに三重県実行委員会へ配布するものとする。

5 弁当申込みの変更及び取消し

- (1) 弁当申込み後の変更及び取消しについては、選手・監督に限り認める。
- (2) 変更又は取消しがある場合は、申込責任者は前日の午後6時までにシステムにより「弁当申込」画面から変更登録することとする。（スマートフォン等のインターネットを利用しID・パスワードを入力、ログインし、「弁当申込」画面から変更することも可能）
競技会場等の都合で、システムでの変更登録ができない場合は、宿泊施設や弁当配布場所に備え付けてある「弁当変更依頼書」によりファクシミリで所管の配宿センターに変更連絡をとることとする。
- (3) 各配宿センターは、選手・監督の弁当の変更又は取消しを受けた場合は申込責任者あてに、入宿前は学校へ、入宿後は宿泊施設へメールまたはファクシミリで回答するものとする。宿泊を伴わない場合は学校へメールまたはファクシミリで回答するものとする。
- (4) 各配宿センターは、変更又は取消しの数を取りまとめ、弁当調整業者へ前日の午後8時までに弁当変更依頼書によりファクシミリで連絡するものとする。

- (5) 弁当調製業者は、変更又は取消しの内容を確認後、前日の午後9時までに弁当変更確認書によりファクシミリで所管の配宿センターへ連絡するものとする。
- (6) 各配宿センターは弁当申込み後に変更取消しがあった場合は、申込責任者に後日振り込みにて集金又は返金の清算を行うものとする。
- (7) 弁当の取消料金は下記の通りとする。

区分(ファクシミリの着信時刻)	料金
前日の午後5時59分までの申出	0円
前日の午後6時以降の申出	全額

6 弁当の包装及び表示等

弁当は清潔・堅固に包装し、名称・消費期限(時刻)・調製所在地・弁当調製業者名・食品添加物・アレルギー物質を含む食品の原材料及び保存方法を表示し、お茶・紙手拭き及び箸を添えるものとする。

7 弁当の納入

弁当調製業者は、原則として午前11時から午前11時30分までに弁当と会場別弁当配布一覧表を、別に指定された場所に保冷車で納入するものとし、引換え終了時まで保冷車に保管しておくものとする。

8 弁当の引換え

弁当は別に指定する引換え所において、原則として午前11時30分から午後1時までに引換えるものとする。

なお、引換え時間経過後は原則として受け渡しを行わない。

9 弁当代金の清算

- (1) 選手・監督の弁当代金については、配宿センターが取りまとめを行い、弁当代金の清算手続き後速やかに配宿センターから弁当調製業者へ支払うものとする。
- (2) 市町実行委員会等が申込みを行った弁当代金については、各配宿センターがそれぞれに請求を行い、受領後速やかに弁当調製業者へ支払うものとする。

10 適用期間

この要項に基づく弁当の提供期間は平成30年7月24日(火)から8月20日(月)までとする。

11 その他

- (1) 各配宿センターは、弁当発注書を弁当引換え後2週間保管するものとする。
- (2) その他必要事項は別途定める。